

衆議院環境委員会ニュース

【第 203 回国会】令和 2 年 11 月 17 日（火）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 環境の基本施策に関する件

- ・小泉環境大臣（原子力防災担当大臣）、笹川環境副大臣、宗清経済産業大臣政務官、朝日国土交通大臣政務官、宮崎環境大臣政務官、神谷内閣府大臣政務官及び政府参考人に質疑を行いました。（質疑者）牧原秀樹君（自民）、横光克彦君（立民）、近藤昭一君（立民）、源馬謙太郎君（立民）、田村貴昭君（共産）、江田康幸君（公明）、堀越啓仁君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧原秀樹君（自民）

- （1） 菅内閣総理大臣の 2050 年カーボンニュートラル宣言関係
 - ア 2050 年長期目標に向けた 2030 年中期目標の見直しスケジュールについての小泉環境大臣の見解
 - イ CO2 排出割合の大きい火力発電を見直す場合の代替案についての小泉環境大臣の見解
 - ウ 2050 年カーボンニュートラルの実現の鍵を握る新たな技術についての小泉環境大臣の見解
 - エ 全国地球温暖化防止活動推進センター等が行う国民の行動変容等を促す活動への支援強化に向けた小泉環境大臣の見解
 - オ 持続可能な開発のための教育（ESD）の重要性
- （2） 動物愛護管理法に基づく飼養管理基準案の策定に向けた小泉環境大臣の決意
- （3） 国立公園におけるレンジャーの増員等のための入山料等の利用料徴収の必要性

横光克彦君（立民）

- （1） 菅内閣総理大臣の 2050 年カーボンニュートラル宣言関係
 - ア 2050 年カーボンニュートラル宣言に対して産業界から戸惑いや懸念が示されていることに対する小泉環境大臣の受止め
 - イ 2050 年カーボンニュートラルを実現するため石炭火力発電への依存度を低減する方策についての小泉環境大臣の見解
 - ウ エネルギー基本計画の改定に当たり環境省から再生可能エネルギー比率の引上げ等を示していく必要性
 - エ エネルギー基本計画の改定過程においても行政の縦割りを打破し環境省から資源エネルギー庁に積極的に働きかけていく必要性
 - オ 小泉版グリーンニューディールを示す必要性
- （2） ゼロカーボンシティ関係
 - ア ゼロカーボンシティの実現に密接に関係する地域循環共生圏などの環境省の取組状況
 - イ ゼロカーボンシティの普及拡大につながる ESG 地域金融の重要性に関する小泉環境大臣の認識

近藤昭一君（立民）

原子力災害対策特別措置法（原災法）関係

- ア 原災法の所管大臣が小泉内閣府特命担当大臣であることについての確認
- イ 原子力災害時のオンサイト（現場）における事故対応の主体
- ウ オンサイトでの消防隊の行動に放水作業が想定されているか否かについての見解
- エ 東京電力福島第一原子力発電所事故時に大都市の消防本部から派遣され放水活動を行った消防隊員及び双葉郡消防隊員のその後の健康状態についての消防庁の把握状況

源馬謙太郎君（立民）

- (1) 国会議員へのレクチャー等をオンライン化することについての小泉環境大臣の見解
- (2) リニア中央新幹線の工事による環境影響関係
 - ア 当該工事が大井川水系に与える影響についての小泉環境大臣の所見
 - イ 当該工事についての平成 26 年 6 月の環境大臣意見に対する小泉環境大臣の現在の認識
 - ウ 当該工事に係る環境影響評価書に記載がない J R 東海による地下水位低下予測に対する小泉環境大臣の認識
 - エ 自然公園法第 20 条第 3 項第 5 号により開発に許可を必要とする特別保護地区内で行われる当該工事に対する環境大臣の許可の必要性
 - オ 当該工事が自然公園法第 20 条第 3 項第 5 号により開発に許可を要する該当性に関する見解
 - カ 地下水位低下による影響が明らかになった場合に環境大臣による許可を要することに対する確認
 - キ 河川の水位等への影響がある場合において環境大臣が自然公園法に基づき当該工事を不許可にする可能性
 - ク 当該工事により発生する建設残土の保管方法
 - ケ 建設残土に対する地方公共団体の責任及び義務の有無
 - コ 平成 30 年 10 月に J R 東海が静岡県に貸し出した、当該工事が大井川の湧水に及ぼす影響についての資料を全面公開すべきとの指摘に対する国土交通省の見解
 - サ 国土交通省の有識者会議において座長コメントを非公開の会議で決定した運営方法の在り方の是非
 - シ 南アルプスの自然環境を守っていくことに向けた小泉環境大臣の決意

田村貴昭君（共産）

- (1) 菅内閣総理大臣の 2050 年カーボンニュートラル宣言関係
 - ア 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた小泉環境大臣の決意
 - イ 2050 年カーボンニュートラル実現のために 2030 年までの中期目標の大幅な引上げを早期に掲げることの必要性
 - ウ 高効率な石炭火力発電の温存・推進により 2050 年カーボンニュートラルの実現が不可能となりかねないことから既存の石炭火力発電は廃止する必要性
 - エ ベルギーのように石炭火力発電の廃止政策を実現している国がある中で日本の取組を急ぐ必要性
 - オ 再生可能エネルギーを中心とするエネルギー供給構造の障害とならないようベースロード電源の考え方を見直す必要性
 - カ 世界や日本の再生可能エネルギーコストが当初の資源エネルギー庁の見通しよりも低下していることの確認
- (2) 水俣病対策関係
 - ア MEG（脳磁計）を用いたメチル水銀による客観的な健康影響評価法の開発に係る研究の内容、対象者の範囲及び成果
 - イ MEGを用いた検診が客観的な診断法につながってしまうことに対する確認
 - ウ MEGの開発についてのこれまでの研究費の総額及び令和 2 年度の研究費
 - エ MEGを使用した検診手法への疑義及び検診手法を見直す必要性
 - オ 現地の民間の医師等が行ってきた水俣病についての調査・研究に対する環境省の評価
 - カ 一刻も早く水俣病の被害実態を把握するため健康調査を実施する必要性

江田康幸君（公明）

菅内閣総理大臣の2050年カーボンニュートラル宣言関係

- ア 同宣言に対する小泉環境大臣の認識
- イ 地球温暖化対策計画及びパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略への反映方針と2030年度に2013年度比で26%削減を目指す中期目標の上積みへの検討状況
- ウ エネルギー基本計画及びエネルギーミックスの改定における同宣言の反映方針
- エ リスクが高いイノベーションへの支援のため産業界からの投資を前提に海外と遜色のない長期的な基金を創設する必要性
- オ 2050年のカーボンニュートラル実現のための実行計画を年末までにまとめ、国主導で強力で推進する必要性
- カ 活力ある持続可能で強靱な地域づくりへの取組方針及び脱炭素社会の実現に向けた「国と地方で検討を行う新たな場」の役割についての小泉環境大臣の見解
- キ 脱炭素化に向けた国民のライフスタイル転換への取組方針

堀越啓仁君（立民）

（1）動物愛護関係

- ア 畜産動物についても乱暴な取扱いを無くしていく必要性
- イ 動物愛護管理法第44条第1項及び第2項に規定する愛護動物殺傷罪・虐待罪の適用に係る「みだりに」の解釈
- ウ 養豚の首をロープで吊り上げ窒息させる行為、殺処分が行われないままの養鶏を熱湯処理する行為及び安楽死の責任を回避して餓死や衰弱死等に至らせる行為などを無くしていく必要性

（2）令和3年度からの環境省の新規事業である「野生鳥獣由来の人獣共通感染症対策基盤事業」を人、動物及び環境の健康を一つと考えるワンヘルスの考え方の下で実施していく必要性

（3）緊急対策外来種に位置付けられているミシシippアカミミガメ関係

- ア ミシシippアカミミガメの輸入禁止措置及び販売禁止措置を講ずることについての見通し
- イ ミシシippアカミミガメの殺処分手法として麻酔薬殺に方針転換を図る必要性